

各集落の相談日

集落	月日	曜	集落	月日	曜
二部	2月16日	金	林ヶ原	2月28日	水
畑池			清山		
福岡			口別所		
焼杉	2月19日	月	久古	3月1日	木
福居			福原		
船越			サン団地		
福吉	2月20日	火	番原	3月2日	金
三部			真野		
福島			大原		
溝口	2月21日	水	須村	3月5日	月
谷川			丸山		
宮原			半川		
白水	2月22日	木	小林	3月6日	火
根雨			藍野		
宇代			ペンション		
古市	2月23日	金	上細見	3月7日	水
中祖			立岩		
父原			木戸口		
荘	2月25日 午前中	日	岸本	3月8日	木
大江			押口		
長山			伯耆ニュータウン		
貴住	2月26日	月	駅前	3月9日	金
上野			吉長		
金屋			遠藤		
岩立	2月27日 午前中	火	リバータウン	3月4日	日
大内			大寺		
溝口地区 備日			こしが丘		
栃原	2月27日 午前中	火	殿河内	3月12日(月)から 3月15日(木)まで	3月12日(月)から 3月15日(木)まで
大滝			田園町		
大坂			みどり		
大倉	2月27日 午前中	火	坂長	3月12日(月)から 3月15日(木)まで	3月12日(月)から 3月15日(木)まで
富江			長者原		
福兼			スカイタウン大		
添谷	2月27日 午前中	火	岩屋	3月12日(月)から 3月15日(木)まで	3月12日(月)から 3月15日(木)まで
			谷野		
			小町		
	2月27日 午前中	火	吉定	3月12日(月)から 3月15日(木)まで	3月12日(月)から 3月15日(木)まで
			全地域		
			全予備日		

贈与税の申告をお忘れなく

平成十八年中に贈与を受けた財産の価格が百万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告と納税相談は、コンベンションセンターです。

二月一日(木)から三月十五日(木)までです。

必ず申告をしましょう！

※申告をしないと扶養申請等諸手続きに必要な所得証明書が発行できません。

●申告会場は、溝口地区については二月十六日から二月二十七日まで

溝口公民館二階、岸本地区については二月二十八日から三月九日まで

伯耆町農村環境改善センター(伯耆町役場隣)

●申告受付時間は、午前九時～午前十時、午後一時三十分～午後三時

日程は左の表のとおりです。

還付申告を受ける方

給与・年金所得だけの方、医療費控除・住宅借入金等特別控除等の還付申告の方は、米子コンベンションセンター(二月二十四日～三月十五日、土・日・祝日は除きます。)でも受付しています。

●問合せ先 米子税務署 (三二一四二二二)

都合のつかない方は、

二月二十五日午前中(溝口地区のみ)の溝口公民館
又は三月四日、三月十二日～十五日の間(全地域)
に伯耆町農村環境改善センターにおいでください。

国民健康保険加入者の申告

国民健康保険加入の方につきまして、申告をされませんと、所得把握ができないため、法定軽減の措置を受けられなくなります。国民健康保険の申告もお願いいたします。